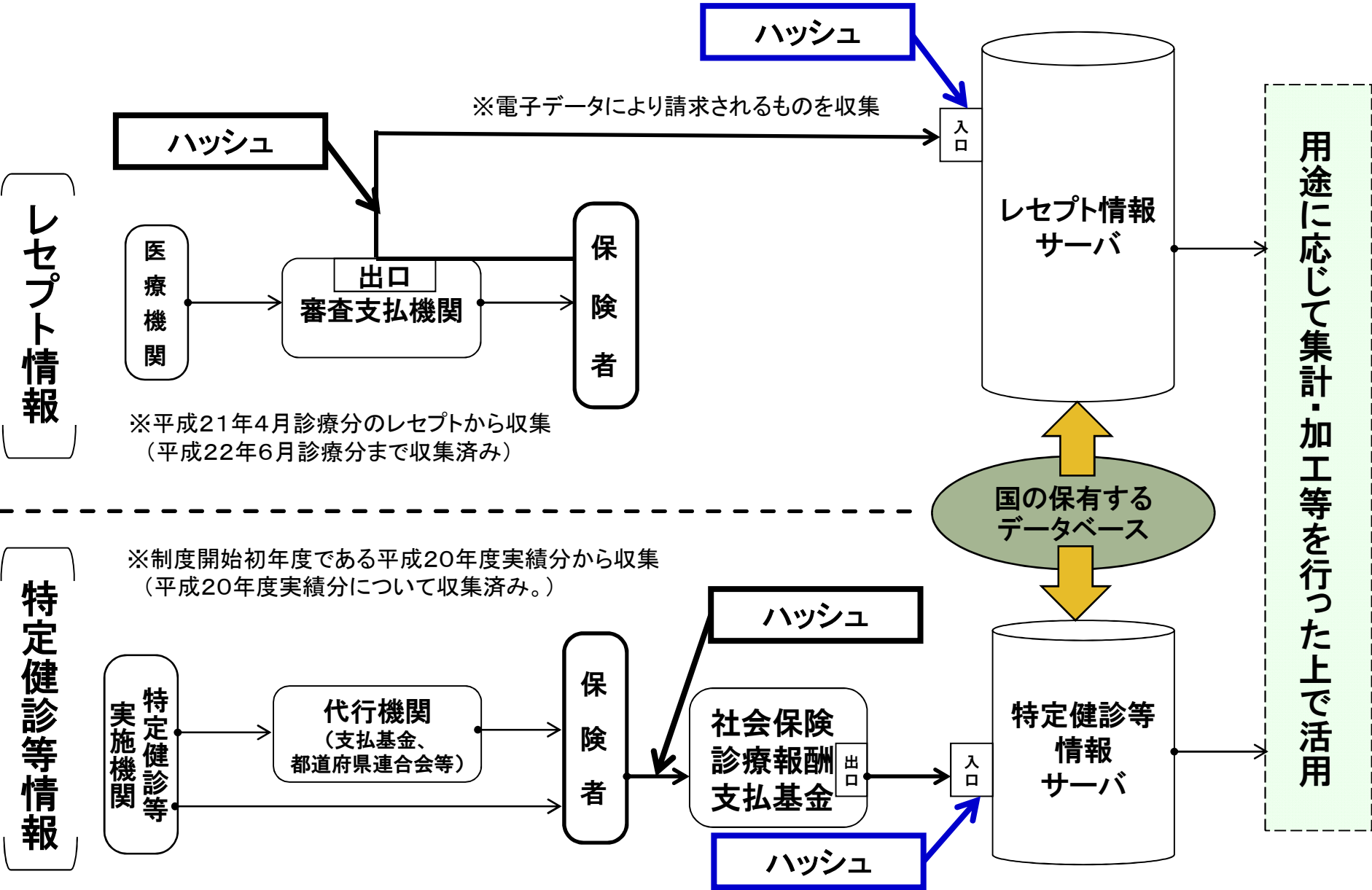


指定難病患者データベースと小児慢性特定疾病 児童等データベースの利活用の在り方について — その他のHEALTH データベースの利活用と課題から —

レセプト情報・特定健診等情報の収集経路



NDBの利用利活用

(平成20年度検討会報告を踏まえた仕組み)

高齢者医療確保法に基づく利用

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

都道府県

医療費適正化計画の作成等
のための調査及び分析等

国による分析等



結果の公表

国が公表する結果のほか、都道府県が、国に対し、医療費適正化計画の評価等に必要な情報の提供を要請し、入手



都道府県による分析等

左記の本来目的以外の利用

厚生労働省内の他部局・他課室
関係省庁・自治体

左記以外の主体
(研究機関等)

医療サービスの質の向上等
を目指した正確なエビデンス
に基づく施策の推進

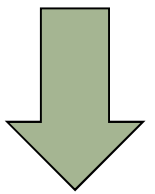
- 感染症などの疾患の実態把握に基づく施策
- 介護給付費と医療費の実態把握に基づく施策等

※所掌事務の遂行に必要な範囲内であることが前提

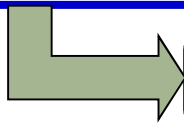


有識者会議における審査
※データ利用の目的や必要性について審査
※データ利用の目的としての「公益性の確保」が必要

- 左記のような施策に有益な分析・研究
- 学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究



データ提供の可否について大臣に助言



大臣決定

レセプト情報・特定健診等データ提供に関するガイドライン

- **利用者の限定： 国、都道府県、研究開発独立行政法人（PMDAを含む）、医師会等、国の研究助成金を受けているもの。**
- **公益性の確認**
- **必要最小限のデータ要求であること。**
- **研究結果の公表ルール：公表形態はレセプト件数10以下、医療機関数で3以下に限定されてはいけない。**
- **安全管理基準：医療情報システムの安全管理に準ずる。**

研究者にとって、電子化情報の安全管理は容易ではない

NDBの現状

- **120億件以上のレセプトデータと2億件の特定健診特定保健指導データ**
- **特別抽出データの提供**
- **サンプリングデータセット:**
 - **外来の1%および入院の10%のレセプトベースのサンプリング**
 - **一ヶ月分のデータ(1月、4月、8月、10月)**
ただし医科と薬科の連結データは薬科の翌月分も含む
 - **出現頻度0.1%医科の病名、医療行為はダミーに置き換え**
- **ベーシックデータセット:**
 - **患者ベースで5%にサンプリング、同一患者のレセプトは連結している。**
- **特別抽出、サンプリングデータセットを中心に約150の研究プロジェクトに提供。**
- **100以上の査読付き学術論文がすでに発表されている。**
- **NDBオープンデータの公開(2016~)**



Mid-net Project

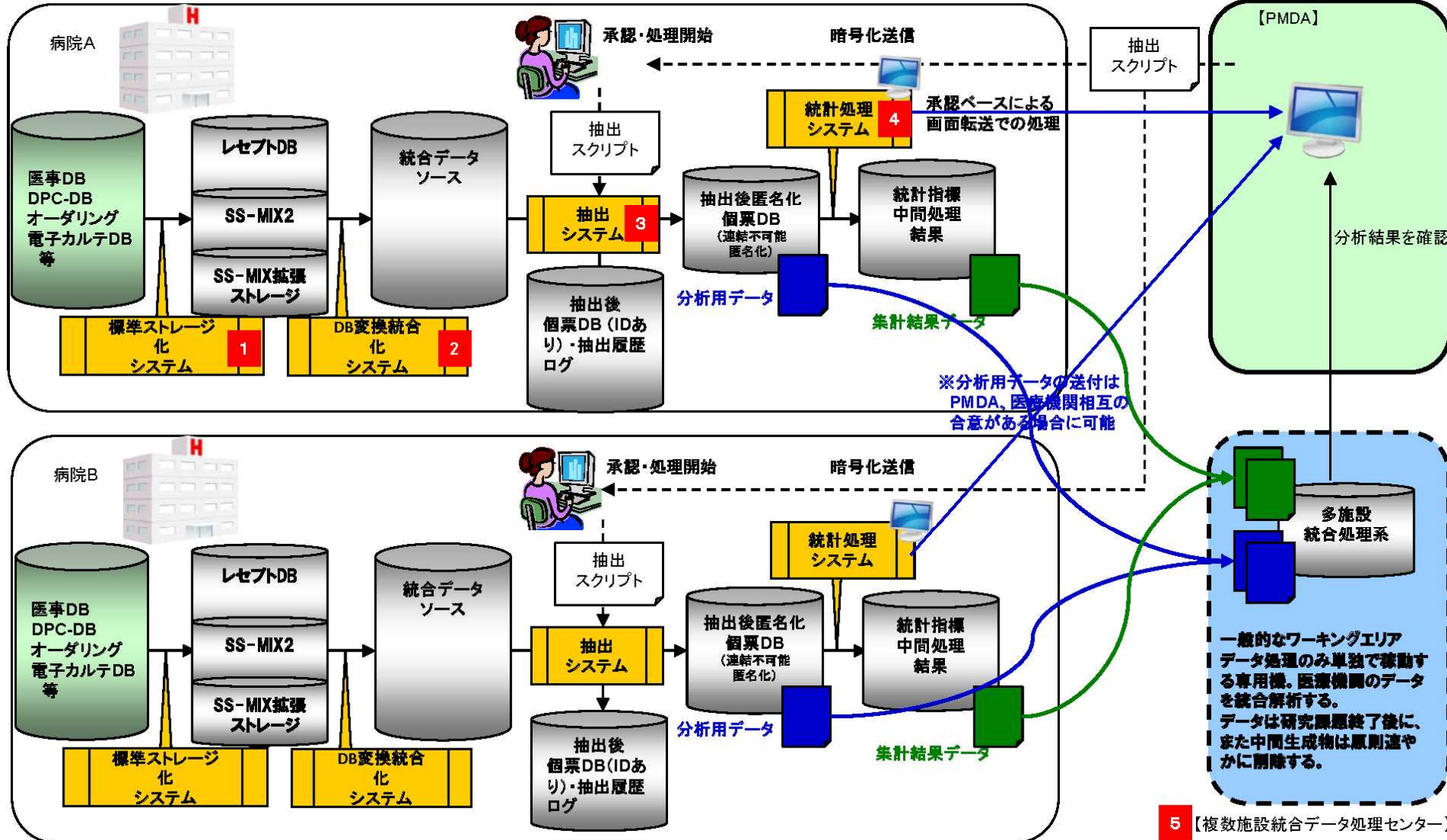
【医療機関】

集計結果データ

■ 統合データソースから抽出した集計結果情報(主に、発生頻度、件数、記述統計、クロス集計結果等)

分析用データ

■ 統合データソースから抽出した分析用データ(主に、データをマージ・ソート処理が必要な統計処理等)



5 【複数施設統合データ処理センター】

